

支払又は支払の受領に関する報告書

(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)

(該当分に○)	報告年月日： _____
1. 支払	2. 支払の受領

財務大臣殿 (日本銀行経由)	支払又は支払の受領の実行日
-------------------	---------------

1 報告者 氏名又は 名称 及び代表者の氏名 住所又は 所在地 担当者の氏名(電話番号)
2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等については証券の発行体) 氏名又は 名称 所在国又は地域 業種番号(15~17) (「4 国際収支項目 番号」が記入要領3に該当する場合に記 入)
3 金額(決済通貨により記入すること。)(18~29)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。 2 「2 取引の相手方」欄には、原取引(支払又は 支払の受領(以下「支払等」という。))の原因とな った取引の相手方(非居住者発行証券への投資に 係る支払等については証券の発行体)を記入するこ と。ただし、原取引の相手方を記入することが困難 な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えな い。 3 業種番号については、本省令別表第3に定める業 種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号 については、支払等の目的が、国際収支項目番号 512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号に ついては、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に 該当する場合に記入すること。 なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際 収支項目番号912にて報告する場合には、報告者の 業種番号に代えて当該株式等の発行体の業種番号を 記入すること。 4 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非 居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のも のに限る。)を行う場合であって、本省令第1条第 2項第1号ロ又はハに該当する場合には、当該債権 債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方 として記入し、当該債権債務の決済の内容に従って 国際収支項目番号を記入すること。	4 国際収支項目番号 (本省令別表第1に定める番号を記入す ること。該当する項目が2以上におたる 場合は、番号を連記し当該番号に対応す る金額をかつこ書すること。) (30~32)	5 報告者の区分 (33) (該当分に○) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業種番号 (上記5のうち「4 国際収 支項目番号」が記入要領3に 該当する場合に記入) (34~36) ()
日本銀行使用欄		
国 (37~39)	通貨 (40~42)	
銀行等又は資金移動業者使用欄		
整理番号等 (43~47)		

(注)

1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。	取扱店舗名
2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。	

(キリトリ)

**「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」
記入の手引（直近改訂時点：2023年6月）****1. 報告の対象と報告を要する者**

(1) 報告の対象と報告者（(2)に掲げる支払等に該当する場合を除く）

イ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、外国に向けて「支払」又は外国から「支払の受領」をした居住者。

ロ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、本邦において非居住者との間で支払又は支払の受領（以下「支払等」という）をした居住者。

(注1) 為替取引には、送金の受領を預金口座に自動入金した場合も含まれる。

(注2) 「支払の受領」とは、非居住者から取引の決済資金等を受取することをいう。

(注3) 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引による支払等とは、本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して、(1)居住者が外国送金する場合や外国からの送金を受領（イ.が該当）する場合、(2)居住者が本邦にある非居住者の預金口座に振込む場合や当該預金口座からの振込を受ける場合等（ロ.が該当）が該当する。本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引以外の方法による支払等については、本報告書ではなく、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」（別紙様式第1又は第2）を提出すること。

(注4) イ.の場合、居住者の海外預金口座に振込む場合や当該預金口座からの振込を受ける場合でも報告の対象となる。また、相手方が外国に滞在している居住者の場合でも報告の対象となる。

(2) 報告が不要の場合（外為令第18条の4第1項、報告省令第1条）

イ. 1回の支払等（為替取引）の金額が3千万円相当額以下の場合

なお、支払等の決済通貨が外貨の場合、3千万円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。

・本邦通貨と外国通貨との売買を伴う場合：実勢外国為替相場

・本邦通貨の売買を伴わない場合（外国通貨同士の売買を伴う場合を含む）：基準外国為替相場・裁定外国為替相場

(注) 1回の支払等は、為替取引毎に計算する。従って、複数の取引に伴う代金の決済をまとめて行った場合には、個々の取引に係る決済代金でなく、送金等をした1回のコレ金額に基づいて報告の要否を判断すること。

ロ. 貨物の輸出入代金（本邦の通関手続きを伴う貨物に限る。個人輸入を含む）

・仲介貿易（三国間貿易）は、本邦において通関手続きを経ないため報告が必要。

・貨物とは、「貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産」をいう（外為法第6条第1項第15号）。

(注) 外為法上の「貴金属」は、金の地金や金を主原料とする物等を指し（同法第6条第1項第10号参照）、これらの輸出入代金の支払等については報告が必要。プラチナ、パラジウム等は貨物に該当し、これらの輸出入代金の支払等については報告不要。

ハ. 電子決済手段等取引業者等（外為法第55条の3第2項に定める電子決済手段等取引業者等をいう）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という）によって電子決済手段等の売買を行った場合、当該売買に係る本邦通貨又は外国通貨の支払等。

・外国に所在して電子決済手段等取引業（資金決済に関する法律第2条第10項に定める電子決済手段等取引業をいう）又は暗号資産交換業（同法第2条第15項に定める暗号資産交換業をいう）と同種類の業務を行う者（以下「外国所在電子決済手段等取引業者等」という）の媒介等によって電子決済手段等の売買を行った場合は、取引の相手方を把握した上で報告書を作成することが原則であるが、以下の場合には、当該外国所在電子決済手段等取引業者等を相手方として売買を行ったものとして本報告書を提出して差し支えない。

- ① その取引が外国所在電子決済手段等取引業者等との相対取引なのか媒介等によるものか不明の場合
- ② 媒介等に係る取引の相手方が不明である場合

ニ. 上記のほか、報告省令第1条第2項に規定する支払等

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第3条第1項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

イ. 報告者（銀行等の顧客）：報告の対象となる支払等（為替取引）を行った銀行等又は資金移動業者の店舗

(注) 日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告書を提出する場合は日本銀行

ロ. イ. から報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者：「銀行等又は資金移動業者使用欄」に必要事項を記入し、以下に提出。この場合において、「取扱店舗名」欄については、例えば、「〇〇銀行●●支店」と記入すること。また、「整理番号等」欄については、財務省又は日本銀行から本報告書について照会を受けた際に該当する本報告書の特定が容易な場合には、同欄の記入を省略して差し支えない。

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口
 (銀行等又は資金移動業者が顧客から受付けた報告書を郵送する場合の宛先：
 〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告義務の発生時期

支払等（為替取引）を実行した日

（参考）月中の支払等を集計して報告する「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領（取りまとめ分）」（別紙様式第4）を使用することもできる（書面報告の場合は、財務省への事前手続きを要する）。

5. 報告書の提出期限

(1) 3. (1) イ. の報告者：支払等を実行した日から10日以内（例：ある月の1日に支払等を実行した場合の提出期限は同月の11日）。

（注）日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して日本銀行に提出する場合には、支払等を実行した日から20日以内。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。

(2) 3. (1) ロ. の銀行等又は資金移動業者：(1) の報告者から報告書を受理した日から10営業日以内。

—— 郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額単位

支払等（為替取引）の金額を原通貨のまま記入すること。他の通貨に換算して報告することはできない。

8. 記入の方法と留意点

(1) 「1. 支払、2. 支払の受領」欄

該当する項目番号を「○」で囲むこと。

(2) 「報告年月日」欄

イ. 西暦とすること（年月日の順に記入）。

ロ. 日付は為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出した日とすること。

(3) 「支払又は支払の受領の実行日」欄

イ. 支払等（為替取引）を実行した日とすること（年月日の順に記入）。

ロ. 1回の支払等の実行の都度報告を要する。従って、同一の相手方と1日に複数回の支払等を行った場合であっても、1回の支払等ごとに報告書を提出すること。

(4) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

支払等の当事者が報告者となる。代表者とは会社を代表する取締役等。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

ロ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「取引の相手方」欄

イ. 支払等の原因となった取引の相手方（以下「原取引の相手方」という）を記入すること。

(注) 「原取引の相手方」と「支払等の相手方（資金の受渡し先）」とは異なる場合があるが、本報告書には「原取引の相手方」を記入する。例えば、A社（米国）に対する貸付金を、A社からの指示に基づいて第三者のB社（英国）に対し本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて送金した場合でも、「取引の相手方」となる「原取引の相手方」はA社となり、「所在国又は地域」欄は「米国」とすること（目的は「非居住者への貸付」であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入）。

ロ. 証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記入を行う場合があるので、「9. 「取引の相手方」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い」を参照すること。

ハ. 「所在国又は地域」欄には国名又は地域名（例えば「米国」）のみを記入すること。法人の場合は所在する国又は地域（支店・営業所は支店等を設置している国又は地域）、また個人は住所（又は居所）のある国又は地域を記入すること。なお、国際機関については、所在国の名称ではなく「国際機関」と記入すること。ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国又は地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。

(注) 「所在国又は地域」は、銀行預金口座を開設している国又は地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある銀行等に開設している非居住者預金口座の場合、日本ではなく、その預金口座の名義人が所在する国又は地域を記入すること。「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等、報告省令別表第2に掲載されている先をいう。

ニ. 取引の相手方の「業種番号」については、国際収支項目番号が512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する支払等（「国際収支項目の内容」を参照）を含む場合、報告省令別表第3に定める業種番号（次表参照）を記入すること。複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。取引の相手方が持株会社にあたる場合、主たる傘下の企業が明らかなきは当該企業の業種に該当する業種番号を記入し、主たる傘下の企業が明らかでないときは報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではなく、かつ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業（業種番号290）」又は「その他非製造業（業種番号490）」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

(注) 利子・配当金等を第三者（例：常任代理人）から受領する場合は、「原取引の相手方」である証券の発行体の業種に該当する業種番号を記入すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油		(非製造業)	380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

(6) 「金額」欄

支払等（為替取引）を実行した原通貨のまま記入すること。通貨名は、通貨の特定が可能な表記とすること（例えば、「ドル」ではなく、「米国ドル」、「香港ドル」等と表記すること）。なお、通貨名は略号を使用しても構わないが、同様に通貨の特定が可能な形で表記すること（例えば、「ドル」については「\$」ではなく、「US\$」や「HK\$」等の表記とすること）。

(7) 「国際収支項目番号」欄

- イ. 「国際収支項目番号」の記入にあたっては、「国際収支項目の内容」を参照のこと。ただし、該当する取引内容がない場合に限り1100（その他）の番号を使用できる。この場合、具体的な取引内容を記入すること。また、証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記入を行う場合があるので、「9. 「取引の相手方」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い」を参照すること。なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。
- ロ. 複数の取引をまとめて1回で決済した場合は、同一の「国際収支項目番号」毎に集計すること。
- ハ. 1回の支払等（為替取引）で、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上となる場合は、当該番号を全て連記し、当該番号に対応する金額をカッコ書きすること（カッコ書きの合計額と「金額」欄に記入した金額を一致させること）。この場合、1項目あたりの金額が3千万円相当額以下となる番号も記入すること。
- ニ. 発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称を記入すること（発行体の業種番号については（8）ハ、参照）。

(8) 「報告者の区分」欄

- イ. 1～5の番号部分を○で囲むこと。
- ロ. 詳細は以下のとおり。

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。 ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記1.～4. に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

ハ. 報告者の「業種番号」については、報告者の区分が「5. その他」に該当し、かつ国際収支項目番号が512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する支払等を含む場合、報告省令別表第3に定める業種番号を記入すること（（5）ニ. 参照。発行済株式等の売買に伴うものとして、国際収支項目番号912にて報告する場合は、当該株式等の発行体の業種番号を記入すること）。報告者が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入し、報告者自身が持株会社にあたる場合は、主たる傘下の企業の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではない場合は、「その他製造業（業種番号290）」又は「その他非製造業（業種番号490）」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

9. 「取引の相手方」「国際収支項目番号」欄の記入に関する例外的な取扱い

(1) 支払等の原因が「証券投資」の場合における「取引の相手方」欄の記入方法

非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては、証券の発行体の名称及び所在国又は地域を記入すること。

(2) 非居住者に対する債務支払のため、（イ）本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して外国に開設している預金口座への預入のための送金を行い、（ロ）10日以内（10日を経過した場合は対象外）に当該預金口座を通じて払出した場合の記入方法

（イ）の送金を行った際、（ロ）の取引（非居住者に対する債務支払）の内容で支払の報告をすること（（ロ）の払出しについて支払の報告は不要）。

(例) 非居住者(A社・米国)に新薬の研究開発を委託(国際収支項目番号464)し、この委託費を一旦自己の海外預金口座(カナダ)に入金するため送金した。その後、10日以内に当該預金口座から払出し、A社に資金を渡す場合。

(記入方法) A社に対する新薬の研究開発委託費の支払の内容を報告。具体的には「取引の相手方」はA社の名称及び米国、また「国際収支項目番号」は464(研究開発費)とする。

(3) 非居住者からの債権回収のため、(イ)外国に開設している預金口座で非居住者からの入金を受け、(ロ)10日以内(10日を経過した場合は対象外)に本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して当該口座からの払出しによる送金を受領した場合の記入方法

(ロ)の送金を受領した際、(イ)の取引(非居住者からの債権回収)の内容で支払の受領の報告をすること((イ)の入金について支払の受領の報告は不要)。

(例) 非居住者(A社・米国)から新薬の研究開発を受託(国際収支項目番号464)し、この受託費が一旦自己の海外預金口座(カナダ)に振込まれた。その後、10日以内に当該預金口座から払出して本邦に回収。

(記入方法) A社からの新薬の研究開発受託費の受取の内容を報告。具体的には「取引の相手方」はA社の名称及び米国とし、「国際収支項目番号」は464(研究開発費)とする。

10. 報告書提出後の訂正方法

- (1) 提出済み(誤報告分)の報告書と同一内容の報告書(全記入事項を朱記書)を作成すること(理由付記)。
- (2) 正当分を新たに作成し、為替取引を行った銀行等又は資金移動業者の店舗に(1)の報告書と同時(ステープラ等でとめること)に提出すること。正当分の「報告年月日」は再提出の日とすること。